

# 相談支援事業所嘱託員の募集

対象者	21歳から69歳までの人で、相談支援専門員、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士または精神保健福祉士の資格を有している人
採用予定人数	若干人
勤務形態	嘱託員
勤務内容	相談支援業務(障がいのある人やそのご家族からの相談に応じ、各種サービスを紹介し、必要に応じて連絡調整を行います。サービス等利用計画を作成するのも仕事の一つです。)
勤務場所	福祉サービスセンター(幸田町社協相談支援事業所)
勤務期間	月曜日～金曜日(祝日および年末年始を除く。) 午前8時30分～午後5時15分(内休憩時間60分)の範囲内で勤務する。 原則1日当たり7時間45分で、1週間当たり38時間45分とする。
賃金	月額220,000円～260,000円
提出書類	履歴書(3カ月以内に撮影した写真を貼付、市販のもので可)、資格証明書の写し
応募方法	随時、幸田町社会福祉協議会へ必要書類を提出してください。
その他	採用は書類審査および面接により決定します。
問合せ先	幸田町社会福祉協議会 電話 0564-62-7171